

介護保険給付に係る費用の見込み等

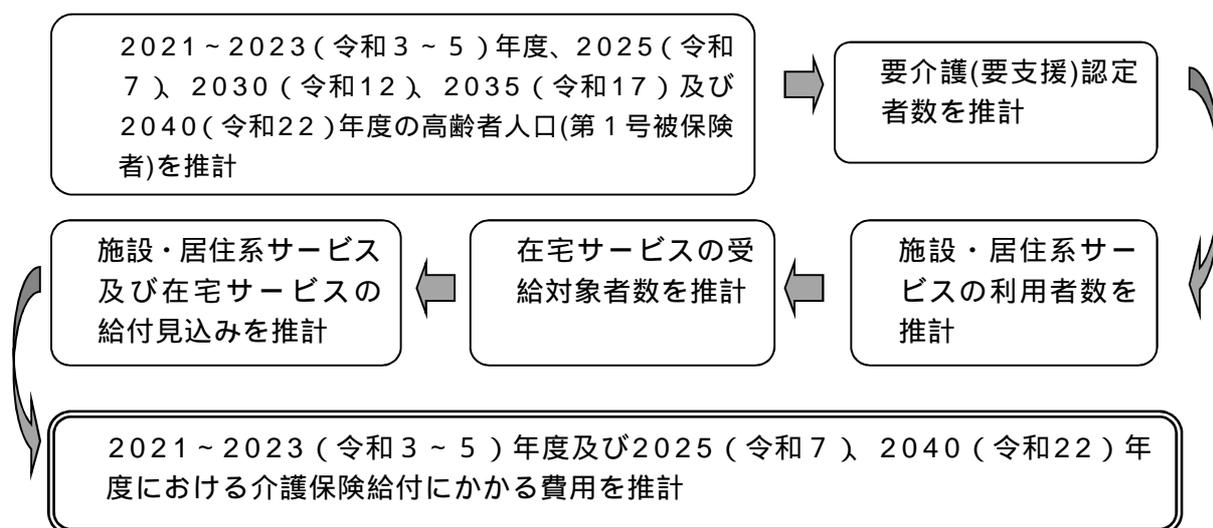
第10章 介護保険給付に係る費用の見込み等

第8期介護保険事業計画では、「団塊の世代」が75歳以上となる2025(令和7)年、さらには、その先の団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040(令和22)年を念頭に置いて高齢者人口や介護サービスに対するニーズを中長期的に見据えた取組みを推進していきます。

介護保険給付に係る費用の見込みについては、介護保険制度の改正等を踏まえ、2021(令和3)年度から2023(令和5)年度、2025(令和7)年度、2030(令和12)年度、2035(令和17)年度及び2040(令和22)年度の65歳以上の高齢者人口(第1号被保険者数)、要介護(要支援)認定者数を推計したうえで、2021(令和3)年度から2023(令和5)年度における施設サービスなどの利用者数の目標値を設定し、これらの推計値(目標値)と過去の介護保険給付実績等をもとに、2021(令和3)年度から2023(令和5)年度の各居宅・居住系サービス等の給付見込みを年度ごとに推計して算出しました。

1 介護保険給付に係る費用算定の流れ

国から示されている介護サービス見込み量算出の流れに沿って、次のとおり費用算定を行いました。



2 高齢者人口（第1号被保険者数）の推計

大阪市では、総人口が減少する一方で、65歳以上人口は、2020(令和2)年からほぼ横ばいで推移した後、2025(令和7)年以降増加に転じることから、高齢化が急速に進展すると見込まれています。

大阪市の第8期介護保険事業計画の策定においては、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30(2018)年3月推計）」を、厚生労働省が示す方法により補正を行い、2021(令和3)年～2023(令和5)年に加え、2025(令和7)年、2030(令和12)年、2035(令和17)年、2040(令和22)年の人口推計を行うこととしました。

その結果、大阪市における高齢者人口（65歳以上人口）は、2023(令和5)年度には、前期高齢者（65歳以上75歳未満の高齢者）が29万1000人、後期高齢者（75歳以上の高齢者）39万2000人、合計では68万3000人と推計し、高齢化率は、2023(令和5)年度には、25.3%、2025(令和7)年度には、25.3%、2030(令和12)年度には、26.1%、2035(令和17)年度には、27.8%、2040(令和22)年度には、30.6%となります。（図表10-2-1、10-2-2参照）

図表10-2-1 高齢者人口の推計

	第7期計画期間			第8期計画期間			2025 (令和7) 年度	2030 (令和12) 年度	2035 (令和17) 年度	2040 (令和22) 年度
	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度				
高齢化率	25.3%	25.2%	25.3%	25.3%	25.3%	25.3%	25.3%	26.1%	27.8%	30.6%
高齢者人口(千人) (第1号被保険者数)	686	687	688	686	685	683	680	689	719	768
前期高齢者	335	328	325	314	303	291	268	277	324	369
全体に占める割合	48.9%	47.7%	47.3%	45.8%	44.2%	42.6%	39.4%	40.2%	45.1%	48.0%
後期高齢者	351	359	362	372	382	392	412	413	395	399
全体に占める割合	51.1%	52.3%	52.7%	54.2%	55.8%	57.4%	60.6%	59.8%	54.9%	52.0%

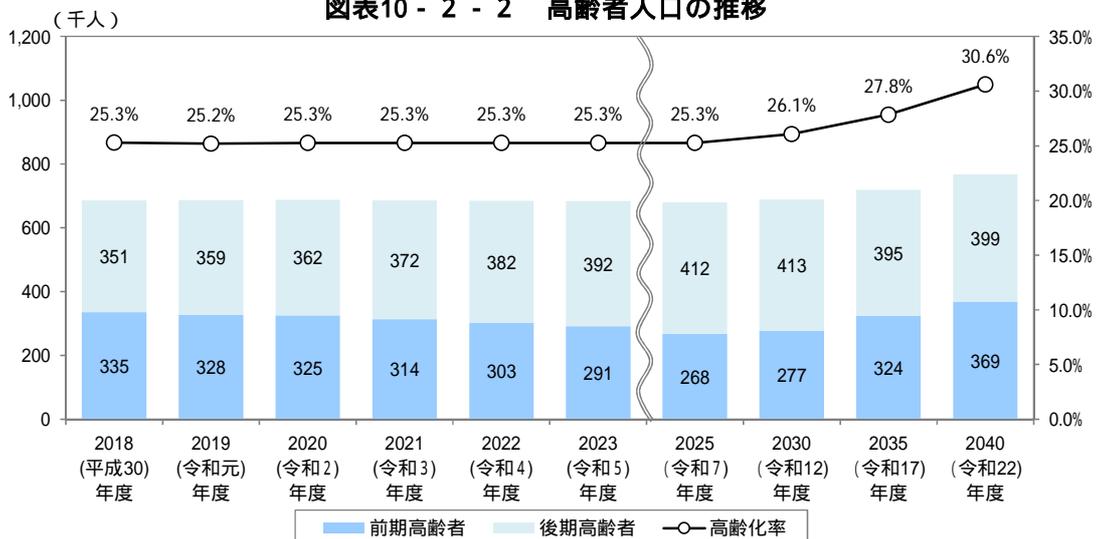
(参考)

40～64歳人口(千人)	905	914	919	924	929	934	944	926	874	806
--------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

高齢化率：第1号被保険者数 / 推計人口（大阪市福祉局の推計による）

2018(平成30)・2019(令和元)年度は9月末の第1号被保険者数実績。2020(令和2)年度は見込数値

図表10-2-2 高齢者人口の推移



3 要介護（要支援）認定者数の推計

大阪市の認定率は、介護保険制度の開始以来伸び続けており、高齢化の進展に伴い、今後も、ひとり暮らしの高齢者人口の伸び等が見込まれることから、引き続き要介護（要支援）認定者数及び認定率の上昇が想定されます。

本計画における要介護（要支援）認定者数を適切に反映させるため、直近1年間における認定者数の伸び率、認定率の高い後期高齢者の増加による認定者数の増加を見込み認定者数を推計しました。

その結果、2023(令和5)年度は、認定者数は193,459人、うち第1号被保険者の認定率は27.9%となります。

また、2025(令和7)年度の認定者数は201,732人、認定率は29.2%、2030(令和12)年度の認定者数は215,250人、認定率は30.8%、2035(令和17)年度の認定者数は222,126人、認定率は30.5%、2040(令和22)年度の認定者数は225,853人、認定率は29.1%となります。

(図表10-3-1、P266 図表10-3-2、10-3-3参照)

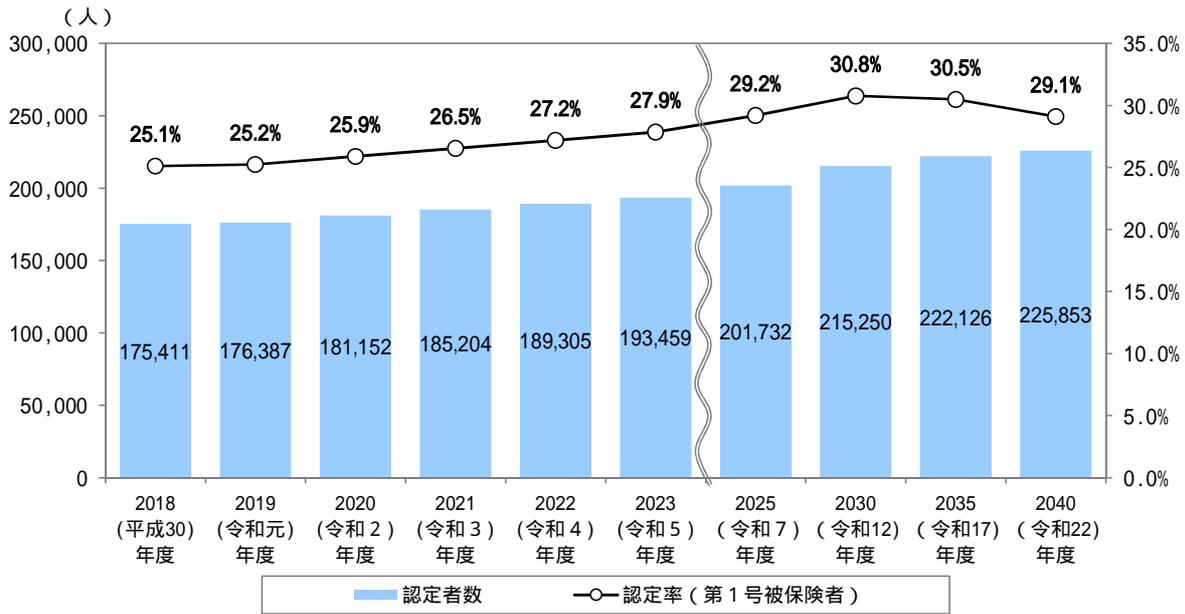
図表10-3-1 要介護（要支援）認定者数の推計

(単位：人)

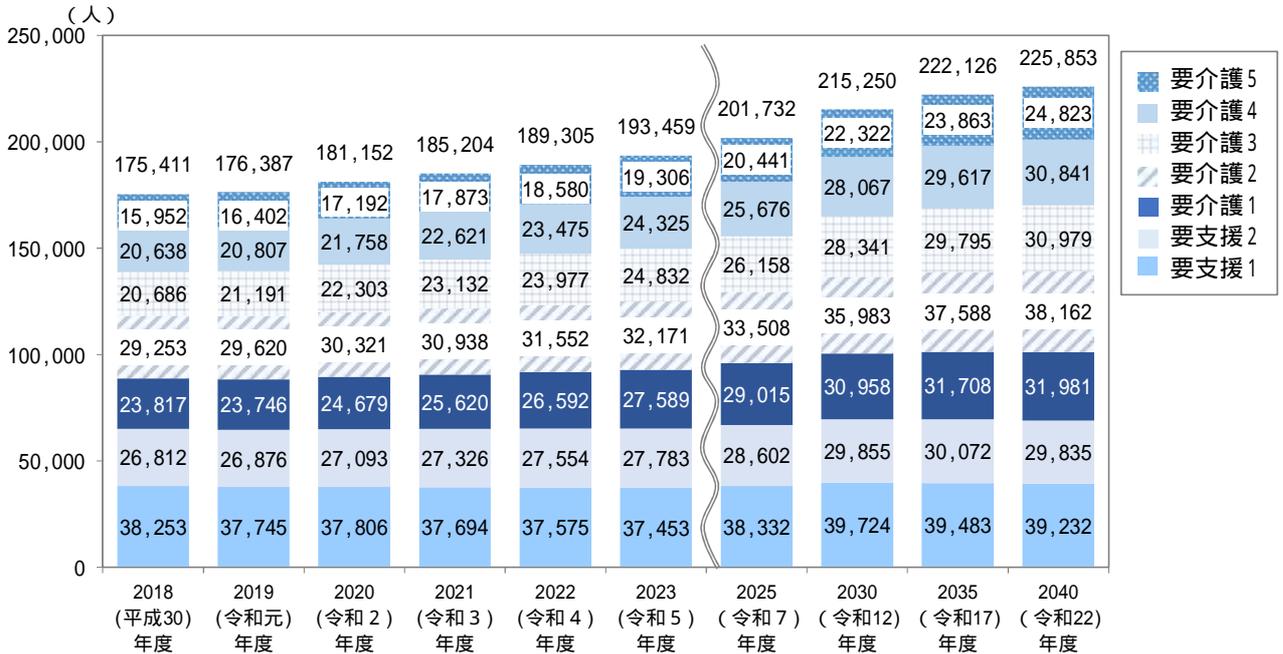
	第7期計画期間			第8期計画期間			2025 (令和7) 年度	2030 (令和12) 年度	2035 (令和17) 年度	2040 (令和22) 年度
	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度				
認定者数	175,411	176,387	181,152	185,204	189,305	193,459	201,732	215,250	222,126	225,853
要支援1	38,253	37,745	37,806	37,694	37,575	37,453	38,332	39,724	39,483	39,232
要支援2	26,812	26,876	27,093	27,326	27,554	27,783	28,602	29,855	30,072	29,835
要介護1	23,817	23,746	24,679	25,620	26,592	27,589	29,015	30,958	31,708	31,981
要介護2	29,253	29,620	30,321	30,938	31,552	32,171	33,508	35,983	37,588	38,162
要介護3	20,686	21,191	22,303	23,132	23,977	24,832	26,158	28,341	29,795	30,979
要介護4	20,638	20,807	21,758	22,621	23,475	24,325	25,676	28,067	29,617	30,841
要介護5	15,952	16,402	17,192	17,873	18,580	19,306	20,441	22,322	23,863	24,823
うち第1号被保険者	172,365	173,450	178,104	182,139	186,224	190,363	198,601	212,181	219,230	223,182
認定率	25.1%	25.2%	25.9%	26.5%	27.2%	27.9%	29.2%	30.8%	30.5%	29.1%

2018(平成30)・2019(令和元)年度は9月末実績。2020(令和2)年度は見込数値

図表10 - 3 - 2 要介護（要支援）認定率の推移



図表10 - 3 - 3 要介護（要支援）認定者数の推移



4 施設・居住系サービス利用者数の推計

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）の入所については、2015(平成27)年度から機能の重点化が図られ、新たに入所する方は原則要介護3以上となりましたが、要介護1又は2の方であっても、単身の方など、やむを得ない事情により在宅での生活が困難な場合は、特例入所が認められています。

これまでは利用ニーズを踏まえて、さまざまな施設・居住系サービスの充実を図り、総合的に高齢者ひとりひとりのニーズに合ったサービスが提供できるよう検討して、入所の必要性・緊急性が高い入所申込者が概ね1年以内に入所が可能となるよう特別養護老人ホームの整備に取り組んできました。

本計画においても、引き続き入所の必要性・緊急性の高い入所申込者が概ね1年以内に入所出来る状態が維持できるよう、必要となる特別養護老人ホームの整備を進めることとしています。

また、介護保険法の一部が改正され、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として、2018(平成30)年4月に「介護医療院」が創設され、2017(平成29)年度末をもって廃止することとされていた介護療養型医療施設については、経過措置期間が2023(令和5)年度末まで延長されています。

これにより、介護療養型医療施設については、事業者の介護保険施設等への転換意向等を勘案したうえで、第8期計画期間中における利用者数を見込んでいます。

その他の施設・居住系サービスについては、施設利用者数や入所希望者数、高齢者実態調査における利用意向などを踏まえ、必要な利用者数を見込んでいます。

図表10-4-1 施設・居住系サービス利用者数の推計 (単位：人)

	第7期計画期間			第8期計画期間		
	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
4施設	18,608	18,795	19,416	22,534	22,894	22,994
介護老人福祉施設 1	11,555	11,708	12,079	14,275	14,500	14,600
介護老人保健施設	6,681	6,793	7,071	8,044	8,200	8,200
介護医療院	5	18	30	30	37	37
介護療養型医療施設	367	276	236	185	157	157
介護 度 別	要介護1	673	609	605	682	696
	要介護2	1,732	1,665	1,659	1,890	1,924
	要介護3	4,127	4,138	4,308	5,063	5,149
	要介護4	6,911	7,117	7,411	8,646	8,783
	要介護5	5,165	5,266	5,433	6,253	6,342
認知症対応型共同生活介護 2	3,894	3,988	4,150	4,190	4,392	4,591
特定施設入居者生活介護 1 2	6,437	6,779	6,991	7,492	7,689	7,816
施設・居住系サービス 計	28,939	29,562	30,557	34,216	34,975	35,401

2018(平成30)・2019(令和元)年度は実績値。2020(令和2)年度は見込み値

1 地域密着型サービスを含む 2 介護予防サービスを含む。

5 在宅サービスの受給対象者数の推計

在宅サービスの受給対象者数は、要介護（要支援）認定者数から、要介護度ごとに施設・居住系サービス（介護保険3施設及び介護医療院）認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護の利用者数を減じ、各年度の受給対象者数を推計しました。（図表10-5-1参照）

図表10-5-1 在宅サービスの受給対象者数の推計

（単位：人）

	第7期計画期間			第8期計画期間		
	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
認定者数 (A)	175,411	176,387	181,152	185,204	189,305	193,459
施設・居住系サービス利用者数 (B)	28,939	29,562	30,557	34,216	34,975	35,401
在宅サービス受給対象者数 (A - B)	146,472	146,825	150,595	150,988	154,330	158,058
要支援1	37,712	37,168	37,228	37,067	36,931	36,799
要支援2	26,356	26,375	26,581	26,769	26,981	27,201
要介護1	21,143	21,082	21,955	22,693	23,575	24,511
要介護2	25,495	25,787	26,443	26,717	27,215	27,762
要介護3	14,638	15,132	15,972	15,959	16,642	17,409
要介護4	11,747	11,648	12,243	11,881	12,452	13,201
要介護5	9,381	9,633	10,173	9,972	10,534	11,175

2018(平成30)・2019(令和元)年度の認定者数は9月末実績、サービス利用者数は年度平均値。2020(令和2)年度は見込数値

6 サービス給付見込みの推計

施設・居住系サービスを除く居宅（介護予防）サービス及び地域密着型（介護予防）サービスの各サービスごとの給付見込みについては、前年度の平均実績に基づき各サービス別利用率及び1人あたり利用回数等を介護度別に算出し、各サービスの必要量を推計しました。施設・居住系サービス（「4 施設・居住系サービス利用者数の推計」参照）を含めて、各サービスごとの給付見込みは次のとおりです。

（1）居宅サービスの給付見込み

図表10-6-1 居宅サービスの給付見込み

	単位	第7期実績			第8期計画		
		2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
訪問介護	回/週	313,860	323,920	334,461	334,847	349,392	365,893
訪問入浴介護	回/週	1,750	1,756	1,809	1,789	1,886	1,994
介護予防訪問入浴介護	回/週	9	11	12	11	11	11
訪問看護	回/週	32,740	35,285	36,758	36,909	38,429	40,145
介護予防訪問看護	回/週	4,196	4,697	4,888	4,910	4,935	4,960
訪問リハビリテーション	回/週	7,312	7,689	7,977	8,002	8,327	8,692
介護予防訪問リハビリテーション	回/週	1,092	1,305	1,395	1,409	1,416	1,421
居宅療養管理指導	人/月	24,977	26,474	27,752	27,892	29,060	30,380
介護予防居宅療養管理指導	人/月	1,867	1,994	2,007	2,014	2,018	2,024
通所介護	回/週	46,693	48,027	49,879	50,605	52,458	54,518
通所リハビリテーション	回/週	15,682	16,335	16,769	16,953	17,575	18,265
介護予防通所リハビリテーション	人/月	2,822	3,179	3,129	3,136	3,143	3,152
短期入所生活介護	日/月	46,096	47,516	49,804	49,748	51,997	54,569
介護予防短期入所生活介護	日/月	259	311	332	345	345	345
短期入所療養介護	日/月	7,532	7,579	7,906	7,950	7,987	8,423
介護予防短期入所療養介護	日/月	71	84	79	77	77	77
特定施設入居者生活介護	人/月	5,319	5,576	5,775	6,179	6,339	6,442
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	982	1,066	1,079	1,171	1,203	1,222

2018(平成30)・2019(令和元)年度は実績、2020(令和2)年度は見込数値

下線のサービスは居住系サービス

	単位	第7期実績			第8期計画		
		2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
福祉用具貸与	人/月	49,477	50,949	53,036	53,488	55,504	57,766
介護予防福祉用具貸与	人/月	16,362	17,109	17,632	17,685	17,742	17,802
特定福祉用具購入費の支給	人/年	8,040	7,546	8,092	8,172	8,484	8,832
特定介護予防福祉用具購入費の支給	人/年	3,678	3,469	3,541	3,576	3,588	3,588
住宅改修費の支給	人/年	5,590	5,178	5,169	5,232	5,412	5,628
介護予防住宅改修費の支給	人/年	4,143	3,918	3,968	3,960	3,972	3,972
居宅介護支援	人/月	68,636	69,494	71,431	72,390	75,055	78,022
介護予防支援	人/月	19,666	20,789	21,077	21,138	21,201	21,267

2018(平成30)・2019(令和元)年度は実績。2020(令和2)年度は見込数値

(2) 施設サービスの給付見込み

図表10-6-2 施設サービスの給付見込み

	単位	第7期実績			第8期計画		
		2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
介護老人福祉施設 (地域密着型老人福祉施設含む)	人/月	11,555	11,708	12,079	14,275	14,500	14,600
介護老人保健施設	人/月	6,681	6,793	7,071	8,044	8,200	8,200
介護医療院	人/月	5	18	30	30	37	37
介護療養型医療施設	人/月	367	276	236	185	157	157

2018(平成30)・2019(令和元)年度は実績。2020(令和2)年度は見込数値

(3) 地域密着型サービスの給付見込み

図表10 - 6 - 3 地域密着型サービスの給付見込み

	単位	第 7 期実績			第 8 期計画		
		2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	544	585	603	610	633	659
夜間対応型訪問介護	人/月	136	148	150	151	159	166
地域密着型通所介護	回/週	24,651	25,646	26,762	27,148	28,137	29,238
認知症対応型通所介護	回/週	2,577	2,529	2,548	2,573	2,676	2,793
介護予防認知症対応型通所介護	回/週	14	9	9	8	8	8
小規模多機能型居宅介護	人/月	946	987	1,048	1,056	1,102	1,143
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	138	150	153	151	157	163
認知症対応型共同生活介護	人/月	3,879	3,976	4,139	4,177	4,378	4,577
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	15	12	11	13	14	14
<u>地域密着型特定施設入居者生活介護</u>	人/月	136	137	137	142	147	152
<u>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>	人/月	274	326	348	436	465	494
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	人/月	228	249	252	274	335	395

2018(平成30)・2019(令和元)年度は実績。2020(令和2)年度は見込数値

下線のサービスは居住系サービス

7 介護保険給付及び地域支援事業に係る費用の見込み

(1) 介護保険給付及び地域支援事業に係る費用（利用者負担分を除く）の見込み

第8期介護保険事業計画期間における各サービスの給付見込みの推計に基づいて、介護保険給付にかかる費用を算定し、その他費用として、高額介護（介護予防）サービス費、審査支払費、特定入所者介護（介護予防）サービス費等を算定しました。

なお、地域支援事業にかかる費用については、2017(平成29)年度以降、総合事業と包括的支援事業・任意事業それぞれに上限額が設定されています。

第8期介護保険事業計画では、過去の実績や高齢者数の伸び等を考慮の上、各年度の地域支援事業にかかる費用を見込んでおります。（図表10-7-1、10-7-2参照）

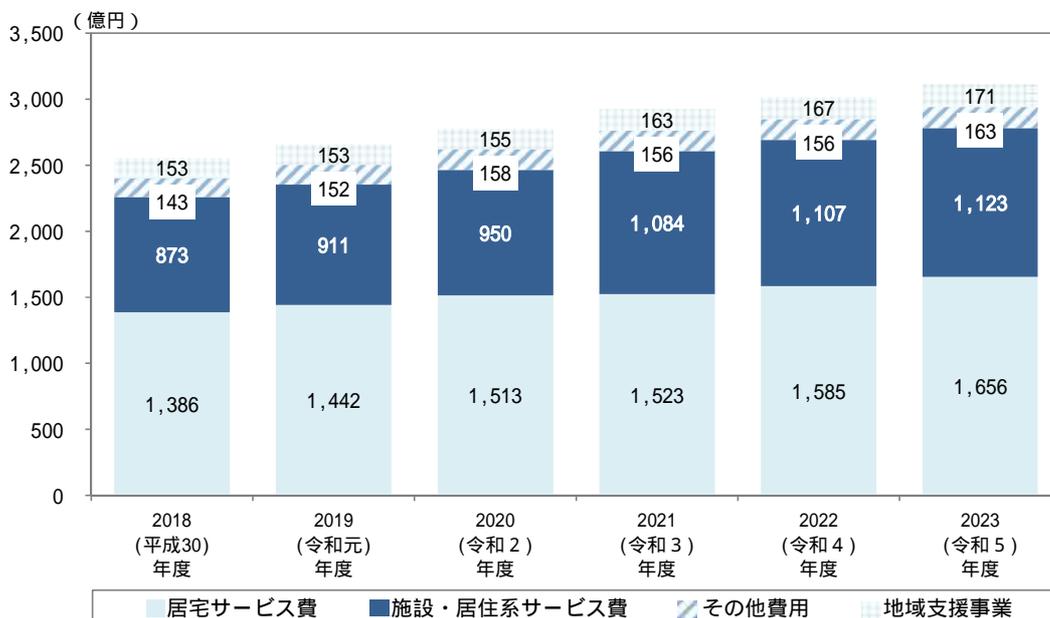
図表10-7-1 介護保険給付及び地域支援事業に係る費用の見込み

（単位：億円）

	第7期計画期間			第8期計画期間			第8期合計
	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	
介護保険給付（計）	2,402	2,505	2,621	2,763	2,849	2,942	8,554
居宅サービス費	1,386	1,442	1,513	1,523	1,585	1,656	4,765
施設・居住系サービス	873	911	950	1,084	1,107	1,123	3,314
その他費用	143	152	158	156	156	163	475
地域支援事業（計）	153	153	155	163	167	171	501
総合事業	110	106	102	106	109	112	326
一般介護予防事業	2	2	2	2	2	2	7
包括的支援事業・任意事業	42	46	51	55	56	57	168

2018(平成30)・2019(令和元)年度は実績。2020(令和2)年度は見込数値。
数値は1億円未満を四捨五入しているため、計に一致しない。

図表10-7-2 介護保険給付及び地域支援事業に係る費用の推移



(2) 保険料段階及び保険料率の設定

保険料段階については、現在11段階の保険料段階を設定していますが、低所得者の負担に配慮し、被保険者の負担能力に応じたよりきめの細かい保険料段階とするため、第 8 期介護保険事業計画においては、さらに段階数を増やし、15段階の保険料段階とします。

また、保険料率については、公費の投入による低所得者の保険料軽減が実施されており、第 1 段階から第 4 段階の保険料率について、第 1 段階と第 2 段階を 0.35、第 3 段階を 0.50、第 4 段階を 0.70 に、引き続き保険料率を引き下げて設定します。

【保険料段階及び保険料率】

第 7 期		第 8 期介護保険事業運営期間				段階別加入割合 (累計)
段階	保険料率	段階	保険料率	基準所得金額		
第 1	0.35	第 1	0.35	生活保護の受給者等		10.9% (10.9%)
第 2	0.35	第 2	0.35	本人が市町村民税非課税	世帯非課税 (基準所得金額() 80万円)	20.5% (31.4%)
第 3	0.50	第 3	0.50		世帯非課税 (基準所得金額() 120万円)	9.9% (41.3%)
第 4	0.70	第 4	0.70		世帯非課税 (第 2・第 3 段階以外)	9.4% (50.7%)
第 5	0.85	第 5	0.85		世帯課税(基準所得金額() 80万円)	9.1% (59.8%)
第 6 (基準額)	1.00	第 6 (基準額)	1.00		世帯課税(第 5 段階以外)	8.1% (67.8%)
第 7	1.10	第 7	1.10		本人が市町村民税課税	本人課税(基準所得金額()125万円以下)
第 8	1.25	第 8	1.25	本人課税(基準所得金額()125万円を超え200万円未満)		9.2% (89.3%)
第 9	1.50	第 9	1.50	本人課税(基準所得金額()200万円以上300万円未満)		4.5% (93.8%)
		第 10	1.60	本人課税(基準所得金額()300万円以上400万円未満)		2.4% (96.2%)
第 10	1.75	第 11	1.75	本人課税(基準所得金額()400万円以上500万円未満)		1.1% (97.3%)
		第 12	1.80	本人課税(基準所得金額()500万円以上600万円未満)		0.5% (97.8%)
		第 13	1.90	本人課税(基準所得金額()600万円以上700万円未満)		0.4% (98.2%)
第 11	2.00	第 14	2.00	本人課税(基準所得金額()700万円以上1,000万円未満)		0.6% (98.8%)
		第 15	2.30	本人課税(基準所得金額()1,000万円以上)		1.2% (100.0%)

基準所得金額(保険料段階判定の基準となる所得金額)

本人が市町村民税非課税	公的年金等の収入金額 + 【合計所得金額 - (長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額)】 - 公的年金等所得
本人が市町村民税課税	合計所得金額 - (長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除額)

(3) 第 1 号被保険者 (65 歳以上) の保険料

介護保険給付に要する費用は、50%を公費（国・府・市）で負担し、残りの50%を保険料（23%を第1号被保険者の保険料、27%を第2号被保険者の保険料）で負担します。

「(1) 介護保険給付及び地域支援事業に係る費用（利用者負担分を除く）の見込み」で算出した2021(令和3)年度から2023(令和5)年度の費用額に基づき、第1号被保険者の介護保険料基準額（第6段階）を算定しますと、月額8,094円（現行月額7,927円）となります。

第8期介護保険事業計画については、後期高齢者数の増加により要介護認定者数が増えることや、介護報酬のプラス改定などにより、介護サービス給付費の増加が見込まれ、736円の上昇となりますが、保険料段階の多段階化や介護給付費準備基金の取崩しにより、569円を引き下げ、第7期介護保険事業計画と比べ、167円、2.1%の上昇となっています。

将来の給付費等にかかる費用額を現状の給付費等の伸び率による自然体で推計したところ、2025(令和7)年度は約3,200億円となり、それを基に保険料基準額を試算すると、月額は9,300円程度となります。

(4) 介護保険サービスの利用者負担額

介護保険サービス（総合事業のサービスを含む。以下同じ。）の利用者負担額は、本人の所得金額に応じて 1 割、2 割または 3 割で設定されております。

また、利用者負担額が一定の上限を超えた場合には、超えた金額が高額介護（介護予防）サービス費（相当事業）として申請により給付されます。さらに、国民健康保険や後期高齢者医療制度などの各医療保険における世帯内の、1 年間の介護保険と医療保険との利用者負担額の合計が一定の上限額を超えた場合に、高額医療合算介護（介護予防）サービス費（相当事業）として申請により給付されます。いずれも低所得者については、所得に応じた利用者負担限度額が設定されています。

なお、高額介護（介護予防）サービス費（相当事業）については、医療保険における自己負担額の上限に合わせ、年収約 770 万円以上の方と年収 1,160 万円以上の方については、世帯の上限額を現行の 44,400 円からそれぞれ 93,000 円、140,100 円とする見直しが検討されております。

このほか、介護保険施設に入所した場合の居住費や食費についても、所得に応じた利用者負担限度額を設定し、差額相当分について、特定入所者介護（介護予防）サービス費として給付されていますが、利用者負担段階が現行の第 3 段階（非課税世帯かつ本人年金収入等が 80 万円超の方）について段階を細分化する見直しが検討されております。

さらには、社会福祉法人が提供する介護サービスについても、低所得者に対する軽減措置があり、今後も、事業者を対象とした集団指導の実施時等に社会福祉法人に対して利用者負担額軽減事業への協力を依頼し、制度の充実を図ります。

引き続きこれらの給付を行いますが、低所得者の負担軽減については、全国で統一した対応が必要であり、低所得者の利用者負担の減免については、高齢者の所得状況などの実態を踏まえ、介護サービスの利用が制限されることのないよう国において特段の措置を講じることが必要です。